

## 時間外労働の上限規制に関する説明会（働き方改革関連法等説明会） ～医師向け～

2024年（令和6年）4月から、医師についても改正労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が適用されます。

本改正内容について説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

### <日程>

令和5年9月11日（月）14:00～16:30	@オンライン
令和5年11月2日（木）14:00～16:30	@レグザムホール（高松市）
令和6年1月18日（木）14:00～16:30	@オンライン

<次第（予定）> ※各回、一部次第が異なることがあります。

1. 特定水準の指定及び医師の健康確保措置について  
(70分 香川県医療勤務環境改善支援センター 社会保険労務士)
2. 2024年からの時間外労働上限規制等について  
(60分 各労働基準監督署)

【申込方法】 ※各回、開催前月の上旬頃までに、順次HPで受付開始の予定です。

時間外労働の上限規制説明会専用HPから入力  
専用HP URL <<https://jougenkisei.com>>



【ご質問・お問合せ先】（厚生労働省委託事業者）

株式会社東京リーガルマインド 公共事業本部

『時間外労働の上限規制に関する説明会』事務局

フリーコール<0800-222-3029> 受付時間：（平日）09:00～17:00

E-mail： [36kyoutei@lec.co.jp](mailto:36kyoutei@lec.co.jp)

（香川労働局監督課 2023.9 更新）

### <会場開催について>

- ・受付は開始時間の30分前より行います。
- ・マスクの着用は原則任意ですが、状況により変更される場合があることから、マスクをご持参ください。
- ・資料は当日配布いたします。
- ・ご来場の際、申込時の自動返信メールのコピーあるいは、名刺をご用意ください。

### <オンライン開催について>

- ・Zoomを使用します。申込者にID、パスコードをお伝えします。
- ・入室は開始時間の15分前からです。
- ・資料は専用HP（URLは表面参照）よりダウンロードしてください。

### 【Q&A】

Q1 専用HPには担当の労働基準監督署名が記載されていますが、管轄区域以外の労働基準監督署が担当する説明会も参加可能ですか？また、香川県外の事業場が、香川労働局の各労働基準監督署が行う説明会に参加可能ですか？

A1 可能です。

Q2 対象業種の関係者以外でも参加可能ですか？

A2 可能です。

Q3 専用HPの申込ページにおける「申込ID」とは何ですか？

A3 本説明会については、対象業種のうち県内約2000事業場に対して、厚生労働省委託事業者（株式会社東京リーガルマインド）から開催案内をお送りしています。その開催案内状の冒頭に記載の申込IDです。

開催案内状を受け取っていない事業場も参加可能です。その場合、事業場名、参加者名、開催日、案内状を受け取っていない旨等を事務局にメール([36kyoutei@lec.co.jp](mailto:36kyoutei@lec.co.jp))してください。後日、申込IDが返信されます。

Q4 専用HPの申込ページにおける「参加人数」ですが、オンライン開催の場合は何の数字を入力するのでしょうか？

A4 同時接続数を入力してください。